

## 平成 23 年度の保険料率について

### 1 . 財政収支の見通しについて

平成 21 年度決算については黒字となっており、平成 22 年度についても、疾病保険分、災害保健福祉保険分とも収支の黒字が維持できるものと見込んでいる。

### 2 . 現行の保険料率を維持するとした場合の平成 23 年度の収支について

#### 【疾病保険部門】

被保険者数は減少傾向、標準報酬月額ほぼ横這いで推移するものと見込んでおり、収入は一定の減少が予想される。一方、医療給付費については、今年度実施された診療報酬改定の影響等により 1 人当たり医療費は平均標準報酬月額の伸びを上回る上昇が見込まれ収支状況は厳しくなることが予想されるが、現行の保険料率を維持した場合、今後、事業運営の効率化の努力を行うことを前提とした上で、予備費相当額程度の準備金の取り崩しにより収支均衡が図られるものと見込んでいる。

#### 【災害保健福祉保険部門】

相当程度の黒字が見込まれるが、制度施行後 10 ヶ月しか経過しておらず、改正後の船員保険の給付の実態が十分把握できていないこともあることから流動的な要素が大きく、給付の実態等について注視していくことが必要と考えられる。

### 3 . 平成 23 年度の保険料率について

疾病保険料率については、必要な場合には一定の準備金を取り崩すことを前提として、平成 23 年度については現行保険料率（9.25%）を維持することとしてはどうか。

災害保健福祉保険部門についても、今後の動向を注視していくことを前提として、平成 23 年度については現行保険料率（1.4%）を維持することとしてはどうか。

介護保険料率については、船員保険に加入する介護第 2 号被保険者の総報酬額（標準報酬月額総額と標準賞与額の合算額）と介護納付金の額により機械的に算出されることとなるため、平成 23 年度においても変更を行う必要がある（【暫定値】平成 22 年度 1.47% 平成 23 年度 1.55%）。

### 4 . 平成 24 年度以降の保険料率について

なお、今後、加入者集団、賃金（標準報酬月額）、医療給付費等の中期的な見通しをお示しすることとしており、平成 24 年度以降の保険料率の見直しについては、それらの状況を踏まえ引き続き検討することとしてはどうか。